

国立病院の個別の課題

職員の非公務員化に伴う課題等(1)

- 国立病院は、平成16年度の独法化の際、国のミッションを確実に遂行するため、公務員型の独法に移行
- しかし、これまでの状況を見ると、公務員という身分によりというよりも、職員の医療人としての高い使命感により、国のミッションを支障なく遂行している
- 他方で、子育て中の医師等の活用、医師不足地域での高齢ベテラン医師の活用、他主体との連携や人事交流の必要性、システムエンジニア等の専門的技術者の必要性の増大等により、医療現場における雇用の柔軟化が求められる状況となっているが、公務員制度では限界が生じている
- このため、非公務員化により、新たな基準づくりを進める必要があるが、その際は、以下の課題等に留意する必要がある

項目	現状(特定独法)	医療事業を行う非公務員型法人(例)		主な課題等
		非特定独法の場合	日赤、医療法人の場合	
採用	国家公務員法 →原則、公務員試験合格者から採用 →選考採用(対象、採用方法等の制限あり)	労働基準法、労働契約法 →法人の採用基準・方法による採用		
給与	労働基準法 →法人が作成する就業規則 【支給の考え方】 独法通則法 →国家公務員の給与、民間企業の給与、法人の業務の実績及び中期計画の人件費の見積もりその他の事情を考慮しなければならない	労働基準法 →法人が作成する就業規則 【支給の考え方】 独法通則法 →法人の業務の実績を考慮かつ社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない	労働基準法 →法人が作成する就業規則	支給の考え方

職員の非公務員化に伴う課題等(2)

項目	現状(特定独法)	医療事業を行う非公務員型法人(例)		主な課題等
		非特定独法の場合	日赤、医療法人の場合	
サービス等	国家公務員法 →信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、兼業の制限等	労働基準法 →法人が作成する就業規則(相対的記載項目) 独法個別法 →刑法その他の罰則について「みなし公務員」あり	労働基準法 →法人が作成する就業規則(相対的記載項目)	サービス等の在り方
勤務時間等	労働基準法 →法人が作成する就業規則 【勤務時間等の考え方】 独法通則法 →国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮しなければならない	労働基準法 →法人が作成する就業規則		
定年	国家公務員法 →医師65歳、その他60歳 (注)H22人事院勧告でH25より3年に1歳ずつ段階的に引き上げ、H37には65歳	労働基準法 →法人が作成する就業規則		
社会保険	国家公務員共済組合法 →年金の給付及び医療保険	【NC】 国家公務員共済組合法 →年金の給付及び医療保険 【労災病院】 厚生年金保険法 →年金の給付 健康保険法 →医療保険	厚生年金保険法 →年金の給付 健康保険法 →医療保険	社会保険の適用の在り方

職員の非公務員化に伴う課題等(3)

項目	現状(特定独法)	医療事業を行う非公務員型法人(例)	
		非特定独法の場合	日赤、医療法人の場合
雇用保険	国家公務員退職手当法 →失業者の退職手当	雇用保険法 →失業給付	
災害補償	国家公務員災害補償法 →災害保険の給付	労働者災害補償保険法 →災害保険の給付	
労働三権	憲法、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 →団結権 団体交渉権(協約締結権含)	憲法 →団結権 団体交渉権(協約締結権含) 争議権	
労使関係	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 →団体交渉の範囲、ルール及び苦情処理制度、利益代表者の告示、斡旋・仲裁・調停の手續等 労働組合法 労働関係調整法 →上記以外	労働組合法 労働関係調整法	

主な課題等
雇用保険料負担 (+約28億円)
労災保険料負担 (+約11億円)